



昭和六二年（ネ）第三九六号

控訴人（原告）ローレンス・レベタ  
被控訴人（被告）国

昭和六二年一月一七日

控訴人訴訟代理人

弁護士	秋山	幹男
同	鈴木	五十三
同	喜田村	洋一
同	三宅	弘
同	山岸	和彦

東京高等裁判所第一七民事部 御中

### 口頭弁論再開の申立書

本件事件は、昭和六二年一月二十六日口頭弁論を終結したが、控訴人は、今般、慶応義塾大学文学部伊東裕司助手の作成にかかる、メモをとることは公判期日における審理を適正に認識するための手段として必要不可欠である旨の意見書を得たので、同意見書を甲第四〇号証として提出し、かつ同意見書をもとにして主張を補充したく、そのために弁論を再開されたく本申立をする。

以上